第23号議案

「講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に付けるべき力」」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年4月14日

提 出 者 文京区教育委員会 教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和5年3月30日

文京区教育委員会

申請者(申請団体) 特定非営利活動法人夢織工房

住所 (所在地)

東京都文京区千駄木二丁目18番1号

代表者名

(ふりがな) コバヤシ オサム

小林 修

代表者連絡先

03-3821-4183 小林 美幸

(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、 申請します。

記

рU				
事業	名	講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に付ける べき力」		
共催又は後援名義等の 使用を必要とする理由		文京地域の発達障がい児を持つ保護者に、広く療育の必要性をお伝えする 為、区施設、区立幼稚園・保育園、小学校等へ情報を速やかに提供する為		
実施期間		令和5年6月2日(金) から 令和5年6月3日(土) まで (2日間)		
実施場所		全水道会館大会議室 〒113-0033 東京都文京区本郷1-4-1 TEL : 03-3816-4196		
事	目 的 ※	発達障がい児の保護者に対し、早期からの療育の必要性と、将来の進路、就労への 準備、対策の重要性を理解していただく事で、障がい児の成長を進めていく事を目 的とする		
内	内 容	発達障害を持つ子供達の療育は、早ければ早いほど効果があるというのが現在の定説であるが、いつ頃から療育を始めるのが望ましいのか、具体的にどのような療育が適切か、施設と家庭での療育の違い、園や学校とどのように連携して取り組んでいけばよいのか、さらにその先に控える就労するために必要な力は何なのか、小学校入学から卒業までの療育課題を具体的に提示していただく。		
容 [対象者	小学校入学前児童の保護者中心 (参加予定人員 60人)		
	参加費	無		
他団位 共催、後 (申請中、承託	後援等	無		
備	考			
申請書類一式は、教育委員会会議資 <u>料と</u> して、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する・ 同意しない				

^{※「}目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で 記載してください。

講演会概要

■ 事業名 講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に 付けるべき力」

■ 日程 令和5年6月2日(金) 18:15 開場

18:30~20:30 講演

令和5年6月3日(土) 9:30 開場

10:00~12:00 講演

■ 会場 全水道会館大会議室

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-4-1

TEL: 03-3816-4196

■ 講師 一般社団法人障がい児成長支援協会代表理事 学校心理士 山内 康彦

■目的 発達障害のある子どもの保護者に、早期からの療育の必要性を理解していただき、早めの準備の仕方を具体的に学んでいただき、子どもの自立支援に繋げていってもらう事を目的とする

■ 後援 未定

■ 問合せ 特定非営利活動法人夢織工房 Tel 03-3821-4183

MAIL info@yumeorikobo.com

講演会スケジュール

> 令和5年6月3日(土) 9:00 入室、設営 9:30 開場(受付)

> > 10:00~12:00 講演 12:00 場室

事業予算書

事業名 講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に付けるべき力」

団体名 特定非営利活動法人夢織工房

収	入 単位:円		出 単位:円
夢織工房自己資金	¥1, 082, 500	会場費 フライヤー制作費 フライヤー印刷費 講師交通費 講師料 講師宿泊費 食事代など	¥82,500 ¥200,000 ¥400,000 ¥30,000 ¥340,000 ¥10,000 ¥20,000
	•		
計	¥1, 082, 500	計	¥1, 082, 500

令和5年3月30日

(備 考)

定款

特定非営利活動法人 夢織工房

特定非営利活動法人 夢織工房 定款

第1章総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人夢織工房と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区千駄木2丁目18番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉に関する幅広い分野で調査研究、情報発信を行うと共に、障が い者、高齢者に対して適切な生活支援を行う事により、福祉の増進、社会教育の推進、 多様な文化の振興、障がい者の職業能力の開発・拡充に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2)社会教育の推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の 事業を行う。
 - (1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス(居宅介護)及び地域生活支援 (移動支援)事業
 - (2) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業
 - (3) 障がい者、障がい児、高齢者の余暇活動に関する支援、協力事業
 - (4) 障がい者、障がい児に対する社会教育の普及事業
 - (5) 障がい者、障がい児の文化の振興に関する支援、協力事業
 - (6) 障がい者、障がい児の起業、就労に関する助言又は支援、協力事業
 - (7) 社会福祉に関する資料、情報の収集及び調査研究、情報発信事業
 - (8) この法人の事業に必要な資料の編纂及び刊行、情報発信事業
 - (9) 関係機関、団体との連絡、協調の為の事業
 - (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、代表理事に申し込むものとする。
 - 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面 をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。・

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機 会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事の中から1人を代表理事として定めるものとし、副代表理事3人以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、 この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ を補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 会費の額
- (9) 借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として 表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から
 - 14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加 又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は 権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の 多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認 証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の 議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決 を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に 定める。

第10章 雜 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表	理事	小林 修
理	事	鐙屋 真理子
理	事	小林 史郎
理	事	佐藤 信子
理	事.	横川 祐司
理	事	伊集院 郁夫
監	事	成田 和平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の 定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 (個人) 10,000円 費助会員 (個人) 一口 1,000円 (一口以上) 費助会員 (団体) 一口10,000円 (一口以上)

- 7 変更後の定款は、平成30年6月9日から施行する。
- 8 変更後の定款は、令和4年1月4日から施行する。

社員名簿 (社員のうち10人以上の者の名簿)

特定非営利活動法人 夢織工房

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	小林 修	東京都文京区千駄木二丁目18番1号
2	鐙屋 真理子	東京都北区滝野川6丁目76番8号
3	小林 史郎	神奈川県川崎市多摩区枡形6丁目15番11号
4	佐藤 信子	東京都板橋区大原町13番12号
5	伊集院 郁夫	埼玉県新座市野火止七丁目18番13号
6	小林 美幸	東京都文京区千駄木2丁目18番1号
7	伊原 真須美	埼玉県所沢市上新井4-24-15
8	伊原 世吏菜	埼玉県所沢市上新井4-24-15
9	市川裕子	板橋区坂下2-24-7
10	安田 仁美	東京都足立区千住桜木1-5-1
11	吉野 由美	東京都文京区本駒込一丁目1番22号
12	川尻 芳雄	神奈川県横浜市都築区茅ケ崎東1-1-9-20



)夢織工房 の足跡と今



記念のご挨拶



居宅介護事業所「小さな輪」事業紹介

A

夢織工房「楽しい輪」事業発表

☆音楽サロン「騒」

〇音楽教室「スタジオフェアリー」

*音楽療法「びっくリ箱の教室」

●チーム yumeori サンバワークショップ

夢織工房 キャラクター ゆめおりちゃん



日時 3月1日(日)

午後2時30分より (開場2時)

会場 文化シャッターBXホール

23 03-5844-7700

お問い合わせ 夢織工房 西 03-3821-4183

ク 記念講演

保護者と地域とNPO

~知的障害教育指導者としての保護者、当事者、地域との出会い~



講師 神田基史

略歴 筑波大学大学院教育研究科障害児教育コース終了後、筑波大学付属大塚養護学校着任、 平成9年同校副校長、平成26年帝京大学教育学部初等教育学科准教授、現同教授

講演会フライヤー概要

○タイトル (事業名)

講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に つけるべき力」

〇日程

令和5年6月2日(金) 18:30

開場

 $19:00\sim20:45$ 講演

令和5年6月3日(土) 9:30

開場

10:00~11:45 講演

○会場

会場

全水道会館 大会議室

東京都文京区本郷1-4-1

☎:03-3816-4196

○講師 ٦

一般社団法人障がい児成長支援協会代表理事 学校心理士 山内 康彦

○後援

文京区教育委員会 (予定)

○問い合わせ

特定非営利活動法人 夢織工房

Tel 03-3821-4183 MAIL info@yumeorikobo.com

- ○講師写真
- ○講師プロフィール
- ○会場地図 ホームページ参照下さい
- ○ゆめおりちゃんイラスト(なくてもいいです)

確認書

文京区教育委員会 殿

住所 (所在地)

東京都文京区千駄木二丁目 18番1号

申請者(申請団体)

特定非営利活動法人夢織工房

代表者名

小林 修



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会 後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為 (物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を 取消されることを了解しています。